

中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく申請の手引き (1号・7号)

- ・ 認定基準及び必要書類をよく御確認ください。
- ・ 認定は、企業の本店所在地（個人の場合は主たる事業所所在地）を管轄する市町村で行っています。
- ・ 岐阜市の申請窓口 〒500-8701 岐阜市司町40番地1
岐阜市 経済部商工課 商業・金融係
TEL 214-2360
FAX 265-2218
- ・ 申請書欄の押印は廃止していますが、申請内容に軽微な不備があった場合、訂正を承諾いただける方は「申請者実印又は代表者署名欄」に押印又はご署名をお願いします。
- ・ 保証協会への申込期間は、認定の日から30日間です。
- ・ 提出していただく登記事項証明書のコピーは、3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
- ・ 窓口への申請書提出は申請を行う中小企業の代表者もしくは当該企業の社員が行ってください。ただし、金融機関の方に委任し代理申請を行う場合は、所定の委任状をお使いください。
- ・ 連鎖倒産防止（1号）、取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（2号）、突発的災害（事故等）（3号）、突発的災害（自然災害等）（4号）、業況の悪化している業種（全国的）（5号）、取引金融機関の破綻（6号）、金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整（7号）、金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡（8号）のリストについては、中小企業庁のホームページで御確認ください。

セーフティネット保証制度

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

令和6年12月
岐阜市経済部商工課

中小企業信用保険法による認定とは？（セーフティネット保証）

何らかのやむを得ない事由により金融の安定に支障をきたしている中小企業者に対し、主たる事業所（本店）の範囲を管轄する市町村長が認定をなすことによって、信用保証協会の普通保証（個人・会社2億円以内、組合4億円以内）無担保保証（8,000万円以内）無担保無保証人保証（2,000万円以内）の限度額が倍額に増える制度です。

認定により融資が受けられる訳ではなく、（金融安定化特別保証制度の様なものではありません。）限度額を倍額にする（別枠利用）という効果があります。

この認定とは別に金融機関及び、保証協会による金融上の審査があります。

認定申請要件 以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 1 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- 2 市内に事業実態のある事業所があること。
- 3 原則、同一の事業を1年以上行っていること。

1号認定 連鎖倒産防止

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

注意事項

倒産先に対する売掛金、手形金額を確認できる資料を持参。(手形は原本を持参し、他のものは提出資料としてコピーしてください。)

手形、決算書の主な売掛先欄、債権証書、裁判所の債務名義等の確認をし、確証の得られる金額につき、認定をします。

認定基準

下記の基準1かつ(基準2または基準3)を満たすことが必要です。

基準1 倒産した取引先企業が、中小企業信用保険法による経済産業大臣の「大型倒産指定」をうけていること。
中小企業庁ホームページ：セーフティネット保証1号指定事業者リストで確認します。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html

基準2 セーフティネット保証1号の指定事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有していること。

基準3 セーフティネット保証1号の指定事業者に対し、50万円未満の売掛金債権等があり、指定事業者との取引規模が20%以上であること。

必要書類

(1) 認定申請書 様式第1 必要通数+1通 (1通は、市への認定申請書となります。)

(2) 売掛債権、手形債権の明細

(取引先の支払通知書、手形、裁判所の再生債権通知等のコピーを提出資料として持参。手形については、本人所有のものであるか〔買戻しされているか〕を確認するため、手形の原本を持参してください。)

(3) 基準3による場合は、倒産業者との取引額がわかる明細及び他の業者も含めて全取引額がわかる明細

(直近3か月の月別残高試算表をコピーして持参し3か月間の全取引額を明らかにし、また、それに対応した期間の得意先別売上帳をコピーして持参し、倒産業者との取引額を明らかにしてください。これにより、倒産業者との取引割合を算出します。)

(4) 法人企業：登記事項証明書のコピー 1通(現在事項証明書又は履歴事項証明書のコピー)

(5) 法人企業：I. 直近の法人税確定申告書別表一のコピー(税務署提出時の受付印のあるもの※)

※電子申告を行っている場合は受信通知(電子申告完了報告書等)及び申告データ出力分を添付

II. 決算報告書(内訳書を含む)すべてのコピー

III. 法人事業概況説明書の表・裏のコピー

個人企業：青色申告書(決算書を含む)または白色申告書(収支内訳書を含む)のコピー

7号認定 金融取引の調整関係

注意事項

金融機関が支店等を統廃合したことにより、その金融機関より融資を受けていた中小企業者が金融の安定に支障をきたしている場合、当中小企業者の経営の安定に資するための認定で、当該金融機関は経済産業省により指定されます。

認定基準

次の基準1、基準2、基準3の要件のいずれにも該当することが必要です。

基準1 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの直近（1ヶ月以内）の借入金残高が金融機関からの直近（1ヶ月以内）の総借入金残高に占める割合が10%以上であること。

※指定金融機関は、中小企業庁のホームページ：指定金融機関リストで確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.html

$$\frac{\text{指定金融機関からの借入金残高 (A)}}{\text{全金融機関からの借入金残高 (B)}} \geq 10\%$$

↑ 全金融機関に含まれる金融機関は以下のものです。

1. 銀行
2. 株式会社日本政策金融公庫
3. 株式会社商工組合中央金庫
4. 株式会社日本政策投資銀行
5. 信用金庫及び信用金庫連合会
6. 労働金庫及び労働金庫連合会
7. 信用協同組合及び信用協同組合連合会
8. **農業協同組合及び農業協同組合連合会**
9. 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
10. 農林中央金庫
11. **保険会社**
12. **信託会社**

集計漏れに注意

基準2 申請者の指定金融機関からの直近（1ヶ月以内）の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。

$$\frac{\text{指定金融機関の前年同期の借入金残高 (D)} - \text{指定金融機関の直近借入金残高 (C)}}{\text{指定金融機関の前年同期の借入金残高 (D)}} \geq 10\%$$

基準3 申請者の全金融機関からの直近（1ヶ月以内）の総借入金残高が前年同期に比して減少していること。

$$\frac{\text{前年同期の全金融機関からの総借入金残高 (F)} - \text{全金融機関からの直近の総借入金残高 (E)}}{\text{前年同期の全金融機関からの総借入金残高 (F)}} > 0$$

必要書類

- (1) 認定申請書 様式第7 必要通数+1通 (1通は、市への認定申請書となります。)
- (2) 法人企業：登記事項証明書のコピー 1通 (現在事項証明書又は履歴事項証明書のコピー)
- (3) 法人企業：I. 直近の法人税確定申告書別表一のコピー (税務署提出時の受付印のあるもの※)
 - ※電子申告を行っている場合は受信通知 (電子申告完了報告書等) 及び申告データ出力分を添付
 - II. 決算報告書 (内訳書を含む) すべてのコピー
 - III. 法人事業概況説明書の表・裏のコピー
- 個人企業：青色申告書 (決算書を含む) または白色申告書 (収支内訳書を含む) のコピー
- (4) 取引関係のあるすべての金融機関 (前頁「基準1」参照) の直近 (1か月以内) の残高証明書及び、その1年前同日の残高証明書の原本
 - ※借入金残高については事業性資金 (住宅ローン、教育ローン等の消費性資金は除く。) に限ります。
 - また、以下のものは対象外です。
 - ・L/C (信用状)、商業手形、手形割引、取扱金融機関がリスクを負わない代理貸付

A 銀行

令和6年11月1日現在の残高は以下のとおりです。

商業手形	¥1,000,000 ※
手形割引	¥2,678,912 ※
手形貸付	¥3,000,000※
当座貸越	¥1,500,000※
証書貸付	¥5,678,879※

A 銀行

「残高」のなかに、「商業手形」「手形割引」は含めません！！

異なる金融機関で日付をそろえると共に、前年の日付もそろえてください。

B 銀行

令和6年11月1日現在の残高は以下のとおりです。

商業手形	¥2,000,000 ※
手形割引	¥1,432,321 ※
証書貸付	¥5,678,789※

B 銀行